



お客さま 各位

大田原信用金庫

キャッシュカード（ローンカードを含む）による

ATM取引制限のご案内

昨今、「キャッシュカード手交型のオレオレ詐欺被害」（キャッシュカードを騙し取りATMで現金を引き出す手口）が急増しています。また、「還付金等詐欺被害」においては、低年齢化が進展しています。

当金庫では、このような特殊詐欺被害を防止し、お客さまの大切な預金をお守りするための対応策として、下記のとおりキャッシュカードによるお取引を一部制限することといたしましたので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 取引制限の内容

(1)ATM払戻制限の新設

年齢が65歳以上で過去1年間にキャッシュカードによるATMでの払戻取引をされていない個人および個人事業主さまは、ATMでの一日当たりの現金出金限度額を「**10万円**」までとさせていただきます。

(2)振込限度額制限の年齢変更

年齢が65歳以上で過去1年間にキャッシュカードによるATMでの振込取引をされていない個人および個人事業主さまは、ATMでの振込取引限度額を「**0円**」に設定させていただきますので、ご利用いただけなくなります。

※平成29年4月から70歳以上のお客さまを対象としていたものを、65歳以上に変更いたします。

2. 実施時期

令和1年6月20日(木)

3. ATMによる取引制限の解除を希望されるお客さまへ

上記のキャッシュカードによるATM取引制限の解除を希望される場合は、お届出印鑑とご本人を確認できる書類（運転免許証等）をご持参のうえ営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。

以上

